

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 市町村が一般廃棄物又は特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等を市町村以外の者に委託する場合の基準について、当該委託先となる者として、非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者を追加すること。
(第四条及び第四条の三関係)

二 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る縦覧等に関して条例で定める事項を定めること。
(第五条の六及び第五条の六の二関係)

三 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から施行するものとする。
(附則関係)